

児童手当制度についての大切なお知らせです。必ずご確認ください！！

令和6年10月分以降の児童手当の制度が変更され下記のとおりとなります。

※令和6年10月支給分（令和6年6月分～9月分手当）までは今までどおりです。

- 【拡充内容】
1. 所得制限の撤廃
 2. 高校生年代までの支給期間の延長
 3. 多子加算について第3子以降の支給金額を3万円に増額
 4. 支払月が年3回から隔月（偶数月）の年6回に変更

○児童手当の制度内容の比較

	制度改正拡充前（令和6年9月まで）	制度改正拡充後（令和6年10月以降）
支給期間	中学校修了までの国内に住所を有する児童（15歳到達後の最初の年度末まで）	高校生年代までの国内に住所を有する児童（18歳到達後の最初の年度末まで）
手当月額	（所得制限あり） ●3歳未満：15,000円 ●3歳から小学生まで ※第1子・第2子：10,000円 ※第3子以降：15,000円 ●中学生：10,000円 ●所得制限額以上（特例給付）：5,000円 ●所得上限額以上：支給なし	（所得制限なし） ●3歳未満 ※第1子・第2子：15,000円 ※第3子以降：30,000円 ●3歳から高校生年代 ※第1子・第2子：10,000円 ※第3子以降：30,000円
支払月	年3回（各前月までの4ヶ月分の支払） 2月、6月、10月	年6回（各前月までの2ヶ月分の支払） 2月、4月、6月、8月、10月、12月
多子加算の カウント	国内に住所を有する高校生年代までの児童（18歳到達後の最初の年度末まで）	国内に住所を有する22歳年度末までの児童等（※下記「多子加算のカウント方法の見直し」参照）

○多子加算のカウント方法の見直し

22歳年度末までの児童等を上の子から第1子、第2子と順にカウントします。

※18歳（高校生年代を除く）から22歳の児童等は、親等（児童手当受給者）の経済的負担がある場合のみカウント対象です。

例：21歳、14歳、6歳の児童等がいる場合（カウント対象の場合、21歳の子を第1子としてカウント）		
	親等に21歳の子の経済的負担がある	親等に21歳の子の経済的負担がない
支給金額 (月額)	6歳の児童が第3子となる→40,000円 (内訳 14歳:10,000円、6歳:30,000円)	6歳の児童が第2子となる→20,000円 (内訳 14歳:10,000円、6歳:10,000円)

審査において受給者に経済的負担がないと判断した場合は、対象外になる場合もあります。

※経済的負担の確認に伴い添付書類が必要になる場合は、確認でき次第随時案内します。

【ご注意ください】

- ・公務員の方は勤務先で申請が必要です。
- ・申請が遅れると、支払いが遅れる場合があります。（詳細は、稲沢市ホームページ等をご確認ください）

問合せ先

稲沢市役所 子育て支援課 児童家庭グループ

TEL:0587-32-1296（平日8:30～17:15）